

# 官報 号外

令和五年五月十九日

## ○第二百一十一回 参議院会議録第二十四号

令和五年五月十九日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十四号

令和五年五月十九日

午前十時開議

- 第一 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。

日程第一 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員 長山下雄平君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

令和五年五月十九日 参議院会議録第二十四号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

(山下雄平君登壇、拍手)

○山下雄平君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、漁港施設等を有効活用することにより水産物の消費増進等に寄与する漁港施設等活用事業制度を創設するほか、あわせて漁業協同組合等の員外利用制限の特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正による海業推進の効果、漁港施設を追加する意義、漁港協力団体制度の運用等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第二 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員 長山田宏君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山田宏君登壇、拍手)

○山田宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行うとするものであります。

委員会におきましては、移管を決定した理由及び感染症対策との関係、食の安全確保のためのリスク管理の在り方、持続可能な水道事業の在り方等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、れいわ新選組を代表して天島大輔委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

出席者は左のとおり。

議長	尾辻 秀久君
副議長	長浜 博行君

議員	伊藤 岳君	吉良よし子君
	松野 明美君	山添 拓君
	岩淵 友君	猪瀬 直樹君
	倉林 明子君	音喜多 駿君
	紙 智子君	仁比 聡平君
	串田 誠一君	高木かおり君
	田村 智子君	井上 哲士君
	石井 苗子君	浅田 均君
	山下 芳生君	小池 晃君
	清水 貴之君	東 徹君
	石井 章君	金子 道仁君
	伊藤 孝江君	青島 健太君
	里見 隆治君	窪田 哲也君
	中条きよし君	安江 伸夫君
	高橋 光男君	柳ヶ瀬裕文君
	下野 六太君	塩田 博昭君
	片山 大介君	竹内 真二君
	三浦 信祐君	宮崎 勝君
	梅村 聡君	河野 義博君
	杉 久武君	矢倉 克夫君
	柴田 巧君	平木 大作君
	新妻 秀規君	高橋 克法君

松沢 成文君	上田 勇君	赤松 健君	生稲 晃子君	三上 えり君	水野 素子君	議長の報告事項
若松 謙維君	石川 博崇君	白井 正一君	進藤金日子君	高木 真理君	古賀 千景君	一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の
鈴木 宗男君	秋野 公造君	石田 昌宏君	佐藤 啓君	柴 慎一君	鬼木 誠君	辞任を許可し、その補欠を指名した。
竹谷とし子君	佐々木さやか君	こやり隆史君	舞立 昇治君	横沢 高德君	羽田 次郎君	内閣委員
山本 博司君	羽生田 俊君	馬場 成志君	三宅 伸吾君	小沼 巧君	小林 一大君	辞任
横山 信一君	谷合 正明君	森屋 宏君	古賀友一郎君	田島麻衣子君	岸 真紀子君	松川 るい君
山本 香苗君	西田 実仁君	渡辺 猛之君	北村 経夫君	石垣のりこ君	井上 義行君	辞任
山口那津男君	磯崎 仁彦君	大野 泰正君	西田 昌司君	森屋 隆君	勝部 賢志君	総務委員
本田 顕子君	堂込麻紀子君	牧野たかお君	石井 準一君	小沢 雅仁君	杉尾 秀哉君	辞任
清水 真人君	藤木 眞也君	野上浩太郎君	佐藤 正久君	森本 真治君	斎藤 嘉隆君	法務委員
ながえ孝子君	自見はなこ君	藤川 政人君	松山 政司君	石橋 通宏君	三原じゅん子君	辞任
宮本 周司君	小野田紀美君	世耕 弘成君	関口 昌一君	野田 国義君	田名部匡代君	外交防衛委員
山本佐知子君	山本 啓介君	武見 敬三君	山本 順三君	吉川 沙織君	長谷川 岳君	辞任
星 北斗君	三浦 靖君	齊藤健一郎君	高良 鉄美君	川田 龍平君	牧山ひろえ君	辞任
岩本 剛人君	加田 裕之君	山本 太郎君	浜田 聡君	水岡 俊一君	青木 愛君	衛生委員
高橋はるみ君	船橋 利美君	伊波 洋一君	若林 洋平君	木村 英子君	橋本 聖子君	財政金融委員
比嘉奈津美君	山田 太郎君	田中 昌史君	白坂 亜紀君	蓮 舫君	辻元 清美君	辞任
松川 るい君	滝沢 求君	友納 理緒君	永井 学君	福山 哲郎君	福島みずほ君	国土交通委員
滝波 宏文君	堂故 茂君	古庄 玄知君	越智 俊之君	竹詰 仁君	田村 まみ君	辞任
堀井 巖君	高野光二郎君	加藤 明良君	梶原 大介君	芳賀 道也君	宮口 治子君	環境委員
島村 大君	酒井 庸行君	神谷 政幸君	今井絵理子君	嘉田由紀子君	伊藤 孝恵君	辞任
上月 良祐君	猪口 邦子君	朝日健太郎君	青山 繁晴君	塩村あやか君	上田 清司君	辞任
福岡 資麿君	片山さつき君	足立 敏之君	山下 雄平君	浜口 誠君	石川 大我君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の
浅尾慶一郎君	佐藤 信秋君	阿達 雅志君	山田 宏君	打越さく良君	浜野 喜史君	辞任を許可し、その補欠を指名した。
大家 敏志君	豊田 俊郎君	和田 政宗君	石井 正弘君	磯崎 哲史君	熊谷 裕人君	辞任
柘植 芳文君	太田 房江君	中田 宏君	赤池 誠章君	古賀 之士君	川合 孝典君	辞任
松下 新平君	松村 祥史君	江島 潔君	古川 俊治君	舟山 康江君	小西 洋之君	星 北斗君
末松 信介君	石井 浩郎君	山田 俊男君	森 まさこ君	徳永 エリ君	榎葉賀津也君	嘉田由紀子君
野村 哲郎君	岡田 直樹君	青木 一彦君	中西 祐介君	大塚 耕平君	天島 大輔君	仁比 聡平君
神谷 宗幣君	大島九州男君	上野 通子君	山谷えり子君	船後 靖彦君		井上 哲士君
平山佐知子君	寺田 静君	宮沢 洋一君	有村 治子君			同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
須藤 元気君	吉川ゆうみ君	櫻井 充君	鶴保 庸介君			議院運営委員会
長峯 誠君	吉井 章君	衛藤 晟一君	山崎 正昭君			理事 東 徹君 (東徹君の補欠)
広瀬めぐみ君	藤井 一博君	中曾根弘文君	山東 昭子君			理事 仁比 聡平君 (仁比聡平君の補欠)
長谷川英晴君	宮崎 雅夫君	大橋ゆうこ君	村田 享子君			同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案(閣法第二二号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案  
著作権法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本政府の半導体政策に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七五号)

性同一性に対する政府の認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)(第七六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

インジウム等の水質基準に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七三三号)

半導体工場進出が相次ぐ熊本県北部地域における地下水資源の適正利用に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七四号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

馬場 成志君 補欠 高橋はるみ君

財政金融委員

世耕 弘成君 補欠 馬場 成志君

文教科学委員

高橋はるみ君 補欠 世耕 弘成君

国土交通委員

青島 健太郎 補欠 室井 邦彦君

環境委員

室井 邦彦君 補欠 青島 健太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等及び沖繩・北方問題に関する特別委員

今井絵理子君 藤井 一博君

大塚 敏志君 田中 昌史君

田島麻衣子君 大椿ゆうこ君

河野 義博君 宮崎 勝君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

井上 哲士君 補欠 仁比 聡平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国土交通委員会

理事 石井 苗子君 (石井苗子君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五三三号)

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

国立健康危機管理研究機構法案(閣法第四九号)

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第五〇号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第五二号) 審査報告書

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第四五号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

憲法第十四条とLGBT差別に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七七号)

公的機関の職員に国籍に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七八号)

同日議長は、レイモンド・ガニエ・カナダ上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

審査報告書

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和五年五月十八日

農林水産委員長 山下 雄平

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の水産物の消費の減少等に対応して漁港の有効活用を通じた水産物の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港施設として水産物の販売及び配送等の機能を担う施設を追加するとともに、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設し、漁業協同組合等が当該事業を行う場合は員外利用制限を適用しないこととする等の措置を講じようとするものであり、適切な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出す等地域の産業として重要な役割を果たしているが、主要魚種の不漁、漁業者の減少、気候変動による海洋環境の変化等厳しい状況に直面している。これらに対応するため、科学的知見に基づき資源管理を適切に実施し、新規就業者等の担い手の就業・定着促進を進めるとともに、漁業の根拠地である漁港について、その有する価値や魅力を活かした海業の取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進し、豊かで住みよい漁村の振興を図るべきである。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないことを十分に確認した上で実施計画の認定が行われるよう必要に応じて助言又は勧告を行うこと。

二 漁港施設等活用事業の推進に当たっては、漁港管理者、認定計画実施者、漁業者、漁業協同組合など幅広い関係者の間で利害調整が円滑に行われるよう環境整備に努めること。

三 認定計画実施者が経営破綻して活用事業施設の撤去等の原状回復が不能となった場合には、原状回復を円滑に進めるために必要な措置を講じること。

四 海業は、商業、観光業、環境保護等とも密接な関係にあることから、関係省庁との連携を強化し、施策の展開を図ること。

右決議する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和五年五月十二日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律

(漁港漁場整備法の一部改正)

第一条 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

漁港及び漁場の整備等に関する法律

第六章 罰則(第四十五条、第四十七条)

第六章 漁港の活用等の促進

第一節 漁港施設等活用基本方針  
第二節 漁港施設等活用事業の実施  
第三節 漁港水面施設運営権(第四十一条)

第七章 漁港協力団体(第六十一条)

第八章 雑則(第六十六条、第六十七条)

第九章 罰則(第七十一条、第七十三条)

(第四十条) 施等(第四十一条、第四十七条、第十八条、第六十条)に改める。

第一条中「及び漁港」を「並びに漁港」に改め、「適正にし」の下に「及びその活用を促進し」を加える。

第三条第一号ハ中「及び泊地」を「泊地及び漁具管理水域」に改め、同条第二号ホ中「給油」を「燃料供給」に改め、同号ヘ中「養殖用餌料保管調整施設」を「養殖用餌料保管調整施設」に改め、「養殖用作業施設」の下に「陸上養殖施設」を加え、同号ト中「及び加工施設」を「加工及び販売施設」に改め、「荷役機械」の下に「配送用作業施設」を加え、「並びに加工場」を「加工場、仲卸施設並びに直売所」に改め、同号ヌ中「船舶保管施設」の下に「発電施設」を加え、同号力中「休憩所」の下に「避難施設、避難経路、防災情報提供施設」を加える。

第四条の次に次の二条を加える。

(漁港施設等活用事業の意義)

第四条の二 この法律で「漁港施設等活用事業」とは、漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産物の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する次に掲げる事業をいう。

一 当該漁港において取り扱う水産物の販売(直売所において行うものを除く。)又は当該水産物を材料とする料理の提供を行う事業その他当該水産物の消費の増進に関する事業

二 遊漁(釣りその他の方法により水産動物を採捕すること)をい、漁業法第二条第三項に規定する漁業に該当するものを除く。次条において同じ。)、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業その他当該漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業

三 前二号に掲げる事業に附帯する事業

(漁港水面施設運営権の意義)

第四条の三 この法律で「漁港水面施設運営権」とは、第四十八条の規定による設定を受けて、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業(遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。)を実施するために、当該水面の占有をして必要な施設を設置し、運営する権利をいう。

第十七条第十項中「以下」の下に「この章において」を加える。

第三十七条第一項ただし書中「又は次条第四

項」を「次条第四項」に改め、「をする場合」の下に「又は第四十四条第一項に規定する認定計画(第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項(漁港施設の貸付けに係るものに限る。))又は同条第四項第一号に掲げる事項が定められたものに限る。」に従つてする場合」を加える。

第三十七条の二第一項中「及び加工」を「加工及び販売」に改め、同条第四項中「これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。」を削り、「いう」の下に「第四十四条第一項において同じ」を加える。

第三十八条中「同様である」を「同様とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第四十四条第一項に規定する認定計画(第四十二条第三項に規定する事項が定められたものに限る。)に従つてする行為については、適用しない。

第三十九条第一項ただし書中「する行為」の下に「第四十四条第一項に規定する認定計画(第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))、同条第四項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))、同条第四項第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。」に従つてする行為」を加える。

第三十九条の五第一項中「第三十九条第一項」を「第三十九条第一項」に、「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(第四十四条第一項に規定する認定計画において第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。」を加え、同項ただし書中「同条第四項」を「第三十九条第四項」に改める。

第四十七条を第七十三条とする。

第四十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「許可を受けないで」を「規定に違反して」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第三十八条の認可を受けないで」を「第三十八条第一項の規定に違反して」に、「者」を「とき」に改め、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第四十一条第二項」を「第六十七条第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条を第七十二条とする。

第四十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第二十四条第一項の場合において、農林水産大臣の許可を受けないで」を「第二十四条第一項後段の規定に違反して」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「許可を受けないで」を「規定に違反して」に、「者」を「とき」に改め、同条第四号中「基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損した者」を「同項第一号に該当する行為をしたとき」に改め、同条を第七十一条とする。

第七章を第九章とする。

第六章中第四十四条の二を第七十条とし、第四十四条を第六十九条とする。

第四十三条を削る。

第四十二条中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、「又は」を削り、「許可」の下に「を」し、又は第四十二条第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。)、同条第三項に規定する事項、同条第四項第二号に掲げる事項若しくは第五十条第一項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定」を加え、同条を第六十八条とし、第四十一条を第六十七条とする。

第四十条第一項中「農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて」を「関係地方公共団体の意見を聴いて」に改め、

「これを」の下に「当該漁港の」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「市町村長、都道府県知事又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「経て」を「経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて」に改め、「これを」の下に「当該漁港の」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、指定しようとする当該施設で、農林水産大臣があらかじめ水産政策審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、水産政策審議会の議を経ることを要しない。

第四十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により施設の指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

第四十条を第六十六条とする。

第六章を第八章とし、第五章の次に次の二章を加える。

第六章 漁港の活用の促進

第一節 漁港施設等活用基本方針

第四十条 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針(以下「漁港施設等活用基本方針」という。)を定めなければならない。

2 漁港施設等活用基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向

二 漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施に関する事項

三 漁港水面施設運営権に関する基本的な事

令和五年五月十九日 参議院会議録第二十四号

項

四 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

五 その他漁港施設等活用事業の推進に関する重要事項

3 第六条の二第三項から第六項までの規定は、漁港施設等活用基本方針について準用する。

第二節 漁港施設等活用事業の実施等(活用推進計画)

第四十一条 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港施設等活用基本方針に即して、漁港施設等活用事業の推進に関する計画(以下「活用推進計画」という。)を定めることができる。

2 活用推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

二 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

三 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

四 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

五 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

六 第三号に掲げる漁港施設の貸付け又は同号に掲げる水域(第四十九条第一項第二号に掲げる漁港水面施設運営権の水域を除く。

以下この節において同じ。)若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項

七 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により第三号に掲げる漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなつた場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

3 前項第二号に掲げる実施期間は、三十年を超えないものとする。

4 漁港管理者は、活用推進計画に第二項第三号及び第六号に掲げる事項(漁港施設の貸付けに係るものに限る。)を定めるときは、あらかじめ、当該事項に係る漁港施設の所有者(当該漁港管理者である地方公共団体を除く。)の同意を得なければならない。

5 漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、あらかじめ、関係地方公共団体、当該漁港を利用する水産業者及び水産業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならない。

6 漁港管理者は、活用推進計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に送付しなければならない。

7 前三項の規定は、活用推進計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(実施計画の作成及び認定の申請)

第四十二条 活用推進計画が定められた漁港において、漁港施設等活用事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、漁港施設等活用事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、当該漁港の漁港管理者の認定を申請することができる。

る。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

二 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地

三 漁港施設の貸付けを受けようとする期間又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占用をしようとする期間

四 第二号に掲げる漁港施設又は水域若しくは公共空地において漁港施設等活用事業により施設の設置を行う場合にあつては、当該施設(以下「活用事業施設」という。)の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

五 貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなつた場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占用をしないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

六 第一号の漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

3 前項第一号に掲げる事項には、当該漁港施設等活用事業の実施に係る第三十八条第一項に規定する基本施設である漁港施設の利用方法及び当該施設の使用料の料率を定めることができる。

4 第二項第四号に掲げる事項には、活用事業施設の設置に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 漁港施設の形質の変更に関する事項

二 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

(実施計画の認定等)

第四十三条 漁港管理者は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該実施計画の内容が当該漁港の活用推進計画に適合するものであること。

二 当該実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること。

三 前号に掲げるもののほか、当該実施計画の内容が特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。

四 当該実施計画が適正かつ確実に実施されることと見込まれるものであること。

2 漁港管理者は、前項の認定をするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を申請した者の氏名又は名称及び前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要の公告、縦覧その他の漁港施設の貸付け又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用が公正な手続に従つてされることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 漁港管理者は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要その他農林水産省令で定め

る事項を公表するとともに、同項第二号に掲げる漁港施設の所有者が当該漁港管理者である地方公共団体を除く。)に通知しなければならない。

4 第一項の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、当該認定を受けた実施計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合においては、漁港管理者の認定を受けなければならない。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による実施計画の変更の認定について準用する。

(実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付け)

第四十四条 国又は地方公共団体は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、前条第一項の認定を受けた実施計画(同条第四項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に定められた行政財産である漁港施設を認定計画実施者に貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けについては、借地借家法第三条、第四条、第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

3 国有財産法第二十一条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

(実施計画に係る勧告及び認定の取消し)

第四十五条 漁港管理者は、認定計画が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定計画実施者に對し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従ふ必要な措置をとらなかつたときは、第四十三条第一項又は第四項の認定(第五十条第一項を除き、以下単に「認定」という。)を取り消すことができる。

3 漁港管理者は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、速やかに、その旨を公表するとともに、第四十二条第二号に掲げる漁港施設の所有者(当該漁港管理者である地方公共団体を除く。)に通知しなければならない。

(農林水産省令への委任)

第四十六条 第四十条から前条までに定めるもののほか、認定計画に定められた漁港施設の貸付けに關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(助言又は勧告)

第四十七条 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、漁港管理者に對し、活用推進計画に定めた事項その他の漁港施設等活用事業の実施に關する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

第三節 漁港水面施設運営権

(漁港水面施設運営権の設定)

第四十八条 漁港管理者は、認定計画実施者(第五十条第一項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けた者に限る。)に漁港水面施設運営権を設定することができる。

(漁港水面施設運営権に關する活用推進計画における記載事項の追加等)

第四十九条 漁港管理者は、漁港水面施設運営権が設定されることとなる漁港施設等活用事業を実施しようとする者の申請に係る実施計画の認定をしようとする場合には、活用推進計画に、第四十一条第二号各号に掲げる事項

のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定する旨

二 漁港水面施設運営権の水域

三 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により前号に掲げる水域を用いないこととなつた場合における当該水域を原状に回復するための措置に關する事項

2 活用推進計画に前項各号に掲げる事項を定めようとする漁港管理者は、第四十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事項(漁港水面施設運営権に係るものに限る。)及び前項各号に掲げる事項については、あらかじめ、同項第二号に掲げる水域における水面を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による協議があつた場合において、同項に規定する事項について、次に掲げる要件に該當するものであるときは、同項の同意をするものとする。

一 海区漁場計画(漁業法第六十二条第一項に規定する海区漁場計画をいう。)又は内水面漁場計画(同法第六十七条第一項に規定する内水面漁場計画をいう。)の内容と抵触するものでないこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県知事の管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるための水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。

4 都道府県知事は、第二項の同意をするときは、あらかじめ、同項に規定する事項について、関係海区漁業調整委員会又は関係内水面

漁場管理委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 漁港管理者が、第一項各号に掲げる事項を定めた活用推進計画について第四十一条第七項に規定する変更をしようとする場合における同項の規定の適用については、同項中「前三項」とあるのは、「前三項及び第四十九条第二項から第四項まで」とする。

(漁港水面施設運営権に関する実施計画における記載事項の追加等)

第五十条 前条第一項各号に掲げる事項を定めた活用推進計画が定められた漁港において、その実施しようとする漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者は、第四十二条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めた実施計画を作成し、第四十三条第一項の認定を申請するものとする。

一 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

二 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域

三 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間

四 第二号に掲げる水域において活用事業施設を設置しようとする場合にあつては、当該活用事業施設の種別及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

五 第三号に掲げる存続期間が満了した場合その他の事由により水域において漁港水面施設運営権の設定を受けないこととなつた場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該水域を原状に回復するための措置の内容

六 第一号の漁港水面施設運営権に係る漁港

施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

2 前項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定についての第四十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、「事項」とあるのは「事項及び第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項」と、「又は漁港」とあるのは「漁港」と、「占用」とあるのは「占有又は漁港水面施設運営権の設定」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項」と、「同項第二号」とあるのは「前条第二項第二号」とする。

(欠格事由)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項各号に掲げる事項を定めた実施計画の認定の申請をすることができない。

一 この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第五十九条第二項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により漁港水面施設運営権を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

三 漁港水面施設運営権を有する者(以下「漁港水面施設運営権者」という。)で法人であるものが第五十九条第二項の規定により漁港水面施設運営権を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内に当該漁港水面施設運営権者の役員であつた者で、その取消の日から五年を経過しないもの

四 漁港水面施設運営権者で法人であるものが第五十九条第二項の規定により漁港水面

施設運営権を取り消された場合において、その取消の原因となつた事実が発生した当時現に当該漁港水面施設運営権者の親会社等(その法人の経営を實質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第八号において同じ。)であつた法人で、その取消の日から五年を経過しないもの

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」という。)

六 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第三号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八 法人であつて、その者の親会社等が前各号(第三号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するもの

(漁港水面施設運営権の設定の時期等)

第五十二条 漁港管理者は、第四十九条第一項の規定により活用推進計画に同項各号に掲げる事項を定めた場合において、実施計画(第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。)の認定をしたときは、当該活用推進計画に従ひ、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定するものとする。

2 漁港水面施設運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

二 漁港水面施設運営権の水域

三 漁港水面施設運営権の存続期間

(性質)  
第五十三条 漁港水面施設運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、土地に関する規定を準用する。

(権利の目的)

第五十四条 漁港水面施設運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができぬ。

(処分の制限等)

第五十五条 漁港水面施設運営権は、分割し、又は併合することができない。

2 漁港水面施設運営権の移転をしようとするときは、当該漁港水面施設運営権の移転を受けようとする者は、漁港管理者に申請して、その許可を受けなければならない。

3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設運営権者の氏名又は名称及び第五十二条第二項各号に掲げる事項並びに当該漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画を記載した申請書を、漁港管理者に提出しなければならない。

4 漁港管理者は、第二項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 当該許可を申請した者が第五十一条各号のいずれにも該当しないこと

二 当該許可を申請した者が、当該漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業を移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画(第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項に係る部分に限る。

官 報 (号 外)

以下「移転前認定計画」という。並びに前項に規定する資金計画及び収支計画に従つて適正かつ確実に実施できると認められること。

三 漁港水面施設運営権の移転が活用推進計画に照らして適切なものであること。

5 漁港管理者は、第二項の許可をするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該許可を申請した者の氏名又は名称及び移転前認定計画の概要の公告、縦覧その他の漁港水面施設運営権の移転が公正な手続に従つてされることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

6 漁港管理者は、第二項の許可をしたときは、遅滞なく、当該許可を受けた者の氏名又は名称、移転前認定計画の概要その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

7 抵当権の設定が登録されている漁港水面施設運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

8 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした漁港水面施設運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

第五十六条 前条第二項の許可を受けて漁港水面施設運営権の移転があつたときは、移転前認定計画並びに同条第三項に規定する資金計画及び収支計画を、その漁港水面施設運営権の移転を受けた者が認定を受けた実施計画とみなす。

(漁港水面施設運営権の存続期間)  
第五十七条 漁港水面施設運営権の存続期間は、十年以内とする。

2 前項の存続期間は、その満了の際、農林水産省令で定めるところにより、申請により更新することができる。ただし、その期間は、

更新の時から十年を超えることができない。

3 漁港管理者は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも適合するときは、漁港水面施設運営権の存続期間の更新をするものとする。

一 その申請を行った者が第五十一条各号のいずれにも該当しないこと。

二 当該更新後の存続期間の末日が第五十条第一項第一号に規定する漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の末日以前であることその他漁港水面施設運営権の存続期間の更新が認定計画の内容に照らして適切なものであること。

(登録)  
第五十八条 漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分制限並びに次条第二項の規定による漁港水面施設運営権の行使の停止及びその解除は、漁港水面施設運営権登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

4 漁港水面施設運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

5 漁港水面施設運営権登録簿に記載されている保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(漁港水面施設運営権の取消し等)  
第五十九条 漁港管理者は、第四十五条第二項の規定により漁港水面施設運営権の設定を受けて行われる漁港施設等活用事業に係る実施計画の認定を取り消したときは、当該漁港水面施設運営権を取り消さなければならない。

2 漁港管理者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、漁港水面施設運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一 漁港水面施設運営権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の方法により漁港水面施設運営権者となつたとき。

ロ 第五十一条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 漁港の区域内の水域を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 漁港管理者は、前二項の規定により、抵当権の設定が登録されている漁港水面施設運営権を取り消すときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

(漁港水面施設運営権者に対する補償)  
第六十条 漁港管理者は、前条第二項(第二号)に係る部分に限る。第六項において同じ。)の規定による漁港水面施設運営権の取消し又はその行使の停止によつて損失を受けた漁港水面施設運営権者又は漁港水面施設運営権者であつた者(以下この条において単に「漁港水面施設運営権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、

漁港管理者と漁港水面施設運営権者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、漁港管理者は、自己の見積もつた金額を漁港水面施設運営権者に支払わなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある漁港水面施設運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、当該漁港管理者を被告とする。

6 前条第二項の規定により取り消された漁港水面施設運営権の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、漁港管理者は、その補償金を供託しなければならない。

7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

8 漁港管理者は、第一項の規定による補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

第七章 漁港協力団体  
(漁港協力団体の指定)  
第六十一条 漁港管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして農林水産省令で定める団体を、その申請により、漁港協力団体として指定することができる。

2 漁港管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該漁港協力団体の名称、住所及び事務所所在地を公示しなければならない。

3 漁港協力団体は、その名称、住所又は事務所所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を漁港管理者に届け出なければならない。

4 漁港管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(漁港協力団体の業務)

第六十二条 漁港協力団体は、当該漁港協力団体を指定した漁港管理者が管理する漁港について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 漁港管理者に協力して、漁港環境整備施設その他の漁港施設の維持若しくは保全又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の漂流物の除去その他の保全を行うこと。

二 漁港の維持管理若しくはその活用の促進(以下この条において「漁港の維持管理等」という。)又は漁港の発展に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する調査研究を行うこと。

四 漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第六十三条 漁港管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 漁港管理者は、漁港協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、漁港協力団体に對し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 漁港管理者は、漁港協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 漁港管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第六十四条 農林水産大臣又は漁港管理者は、漁港協力団体に對し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(漁港協力団体に對する許可の特例)

第六十五条 漁港協力団体が第六十二条各号に掲げる業務を行うために必要な漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の一部の占用については、第三十九条第一項の規定の適用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもつて、当該規定による許可があつたものとみなす。

(水産業協同組合法の一部改正)  
第二条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第八項ただし書中「同項第二号」を「第一項第八号の事業(これに附帯する事業を含む。)のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号)第四十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う事業並びに第三項第二号」に改め、同条第十項第三号中「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第八十七条第十一項ただし書中「ただし」の下に「第一項第八号の事業(これに附帯する事業を含む。)のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う事業」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の漁港及び漁場の整備等に関する法律(次項において「新漁港法」という。)第四十条の規定の例により、同条第一項に規定する漁港施設等活用基本方針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた新漁港法第四十条第一項に規定する漁港施設等活用基本方針は、施行日において同条の規定により定められたものとみなす。

(審査請求に関する経過措置)  
第三条 第一条の規定による改正前の漁港漁場整備法(以下この条において「旧漁港法」という。)若しくはこれに基づく命令又は旧漁港法第二十六条の漁港管理規程によつてした漁港管理者の処分についての審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

2 旧漁港法又はこれに基づく命令に基づく農林水産大臣の処分又はその不作為についての審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法等の一部改正)  
第五十条 次に掲げる法律の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第六条第四号
- 二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十二条第三項の表第九号
- 三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三号第十号
- 四 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八号第二項から第四項まで
- 五 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七号第一項第一号
- 六 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)別表(二)
- 七 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第一百五号の六(見出しを含む。)
- 八 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)別表漁港の項
- 九 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第四条第一項
- 十 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第四十八号第一項
- 十一 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第五項
- 十二 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第二条第八項及び第六条第五項
- 十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第十二条第三項
- 十四 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第三条第四項

- 十五 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第一条第二項第三号
- 十六 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第一条及び第六条第三項
- 十七 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)第三号第一項第四号
- 十八 地価税法(平成三年法律第六十九号)別表第一第十三号イ及び第十九号
- 十九 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百一十一号)第三条第一項第五号
- 二十 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第百四十八号)別表漁港の項
- 二十一 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第三十六号第三項
- 二十二 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)別表四の項
- 二十三 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第百二十号)第九条第一項
- 二十四 景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第四号口及びハ(7)並びに第五十四条(見出しを含む。)
- 二十五 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二百二十四条第一号ホ
- 二十六 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)別表二の項
- 二十七 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)第二条第三項及び第六条第一項
- 二十八 東日本大震災復興特別区域法(平成二

- 十三年法律第百二十二号)第二条第十三項、第四十八条第一項ただし書及び第三項第十号、第四十九条第四項第九号、第五十条第二項の表前条第四項第九号に掲げる事項の項並びに第五十五条第一項及び第四項
  - 二十九 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第二条第三項及び第七項
  - 三十 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第三条第四項、第七条第三項第二号、第四項第五号及び第七項第三号並びに第十二条(見出しを含む。)
  - 三十一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第八条第一項第六号
- (災害対策基本法の一部改正)
- 第六条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
- 第七十六条の四第二項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項又は第三項」に改める。
- (登録免許税法の一部改正)
- 第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
- 第十条第一項中「第四号の三」を「第四号の四」に、「又は樹木採取権」を「樹木採取権又は漁港水面施設運営権」に改める。
- 第十一条第一項中「又は樹木採取権」を「樹木採取権又は漁港水面施設運営権」に改める。
- 別表第一第四号の三の次に次のように加える。

四の四 漁港水面施設運営権の登録(漁港水面施設運営権の信託の登録を含む。)	
(一) 設定の登録	漁港水面施設運営権の価額
(二) 移転の登録	漁港水面施設運営権の価額
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額
ロ その他の原因による移転の登録	漁港水面施設運営権の価額
(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額
(四) 抵当権の移転の登録	債権金額又は極度金額
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額
ロ その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額
(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額
(六) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数
(七) 信託の登録	債権金額又は極度金額
イ 抵当権の信託の登録	漁港水面施設運営権の価額
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録	漁港水面施設運営権の価額
(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。)	漁港水面施設運営権の件数
(九) 登録の抹消	漁港水面施設運営権の件数

千分の一  
千分の一  
千分の一  
千分の五  
千分の四  
千分の一  
千分の二  
千分の二  
千分の二  
千分の二  
千分の二  
千分の二  
千分の一  
一件につき千円  
一件につき千円  
一件につき千円  
一件につき千円

(破産法の一部改正)

第八条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第二号中「樹木採取権」の下に「漁港水面施設運営権」を加える。

(東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律の一部改正)

第九条 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第七項中「漁港漁場整備法第七章」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第九章」に改める。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第五項中「漁港漁場整備法第七章」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第九章」に改める。

第十七条の十四の見出し及び同条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第十一条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号、第十二条第一項ただし書及び第三項第十号、第十三条第四項第九号、第十四条第二項の表前条第四項第九号に掲げる事項の項並びに第十九条第一項及び第四項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第四十三条の見出し及び同条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第七項中「漁港漁場整備法第七章」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第九章」に改める。

審査報告書  
生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和五年五月十八日  
厚生労働委員長 山田 宏  
参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行うこととするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議  
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、水道・下水道事業の施設整備に係る必要な予算を確保すること。また、老朽化や近年多発する

災害への対応強化及び迅速な復旧がされるよう十分な予算を措置すること。

二、水道・下水道事業の基盤強化に向け、国や事業者が事業運営等に必要な組織、人員と専門性を確保できるよう、必要な措置を講ずること。

三、水道事業におけるこれまでの「官民連携」の実態を把握するとともに、その結果を踏まえて、水道事業の公共性や持続性に十分留意したものと必要の助言を行うこと。

四、人口減少や老朽化等に伴い、水道料金が今後上昇する可能性があり、その対策を検討すること。

五、水質基準の必要な規制強化と実効性を高めるため、必要な予算の配分や人員の配置を行い、水質基準の策定や管理・検査の体制を確立すること。

六、全国各地で有機フッ素化合物(PFAS)による水質汚染により、水・水道の安全性に懸念の声があることを踏まえ、PFASについては、国内外の科学的知見も収集し、その結果も踏まえつつ、水道水質基準にすることも含め、必要な検討を行うこと。

七、食品衛生基準行政の消費者庁への移管に当たっては、食品安全推進の取組に支障や停滞が生じることがないよう、規格基準の策定と厚生労働省が引き続き所管する監視指導・調査研究との連携等に万全の措置を講ずるとともに、消費者の選択の権利の確保のためには、食の安全は当然として、食の安心にも十分に留意すること。

八、消費者庁が食品メーカーを含む民間企業から出向者を受け入れるに当たっては、消費者庁が食品衛生基準行政を担う趣旨を踏まえ、科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図り、食の安全に対する懸念を招くことのないよう十分に留意すること。

九、移管の対象となる行政分野において支障や停滞が生ずることのないよう、権限の移管に当たっては、移管元の厚生労働省と移管先の省庁及び関係機関との間で連携を図り、必要な予算の配分や人員の配置など万全の措置を講ずること。また、対象となる行政分野の都道府県・市区町村当該部署が混乱することなく対応ができるよう十分に留意すること。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年四月二十七日  
衆議院議長 細田 博之  
参議院議長 尾辻 秀久殿

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案  
生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律

(食品衛生法の一部改正)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項から第四項までの規定中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。

第八条第一項中「が薬事・食品衛生審議会を」と及び内閣総理大臣が食品衛生基準審議会に、「第七十条第一項」を「第七十条第五項」に改める。

第九条第一項及び第三項中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。

第十二条並びに第十三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める。

令和五年五月十九日 参議院会議録第二十四号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

第十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十七条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。

第十八条第一項及び第三項ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める。

第二十一条中「厚生労働大臣及び」を削る。

第四十八条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十八条第一項中「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第七十条第一項を次のように改める。

厚生労働大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるとまがないときは、この限りでない。

一 第六条第二号ただし書(第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めること。

二 第七条第一項から第三項までの規定により販売を禁止し、又は同条第四項の規定により禁止の全部若しくは一部を解除すること。

三 第十条第一項、第五十一条第一項、第十二条第一項又は第五十四条の厚生労働省令を制定し、又は改廃すること。

四 第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、又は変更すること。

五 第五十条第一項に規定する基準を定めること。

第七十条第三項中「厚生労働大臣」の下に「又は内閣総理大臣」を、「第一項ただし書」の下に

「又は第二項ただし書」を加え、同条第四項中「内閣総理大臣が第十九条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めようとするとき、並びに」を削り、「指針」を、「第八条第一項の規定により指定成分等を指定しようとするとき、及び指針」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるとまがないときは、この限りでない。

一 第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めること。  
二 第十三条第一項(第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する基準又は規格を定めること。  
三 第十三条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質又は人の健康を損なうおそれのない量を定めること。

四 第十八条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)に規定する基準又は規格を定めること。  
五 第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めること。

六 第十九条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めること。

第七十二条第一項中「第七十条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大臣」を「厚生労働大臣は、第七十条第一項各号に掲げる行為をしようとするとき」に改め、同条第二項中「第十九

条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めよう」を「第七十条第二項各号に掲げる行為をしよう」に改め、同条第三項を次のように改める。

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第七十条第二項各号に掲げる行為をすることを求めることができる。

第七十二条に次の一項を加える。  
内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、第七十条第一項各号に掲げる行為をすることを求めることができる。

第七十三条中「必要な情報交換」を「第八条第二項及び第六十三条第五項の規定による報告の内容その他の必要な情報の交換」に改める。

(食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第百一号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条の二第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

5 食品衛生法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による消除について準用する。

6 食品衛生法第八十条第三項の規定は、第一項から第四項までの規定並びに前項において準用する同法第七十二条第二項及び第三項の規定による内閣総理大臣の権限について準用する。

附則第二条の三第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項

中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項及び第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

6 食品衛生法第七十二条第二項の規定は第一項の規定による作成並びに第四項の規定による追加及び消除について、同条第三項の規定は第一項の規定による作成について、それぞれ準用する。

7 食品衛生法第八十条第三項の規定は、第一項から第五項までの規定並びに前項において準用する同法第七十二条第二項及び第三項の規定による内閣総理大臣の権限について準用する。

(水道法の一部改正)

第三条 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第三号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

第五条第四項中「厚生労働省令」を「国土交通省令(前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令)」に改める。

第五条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第五条の三第五項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第八項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項第八号及び第五項第八号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第八条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第九条の見出しを「(認可の期限又は条件)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「附する」を「付する」に改める。

第十条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十一条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十三条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「届け出で」を「届け出て」に、「厚生労働省令」を「環境省令」に、「水質検査及び」を「水質検査を行い、及び国土交通省令の定めるところにより」に改める。

第十四条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第五項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第六項及び第七項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十六条の二第三項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十条第一項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改め、同条第三項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十条の二中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。  
第二十条の四第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十条の六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十条の七中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十条の八第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十条の九中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十条の十第二項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十条の十一から第二十条の十三までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十条の十四中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十条の十五第一項及び第二十条の十六中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十一条第一項及び第二十二條中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

第二十二條の二第一項、第二十二條の三第二項、第二十二條の四第二項及び第二十四條の二中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十四條の三第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十四條の四第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十四條の五第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項第十号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十四條の六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十四條の九から第二十四條の十三までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め

る。

第二十五条の二第二項、第二十五条の三第一項第二号及び第三号並びに第二十五条の四第一項及び第三項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十五条の五第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。

第二十五条の六第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十五条の七及び第二十五条の八中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十五条の十二第一項及び第二十五条の十三から第二十五条の十五までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の十六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の十八第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の十九中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の二十中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十五条の二十一、第二十五条の二十二第一項、第二十五条の二十三、第二十五条の二十四及び第二十五条の二十六見出しを含む。中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十五条の二十七(見出しを含む。中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

交通省令・環境省令」に改める。

第二十六条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十七条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項第六号及び第五項第七号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十八条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十九条の見出しを「(認可の条件)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「附する」を「付する」に改める。

第三十条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十三条第一項及び第四項第八号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第五項中「添附書類」を「添付書類」に、「附して」を「付して」に改める。

第三十四条第一項の表第十三条第一項の項及び第二十四条の三第二項の項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十四条の二第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令(簡易専用水道により

供給される水の品質の検査に関する事項については、環境省令に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第三十五条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「添付した」を「添付した」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第三十六条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第三項及び第五項、第四十一条並びに第四十二条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
第四十五条の三の次に次の二条を加える。  
(意見聴取等)

第四十五条の四 国土交通大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の品質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

一 第五条第四項の規定、第七条第一項若しくは第五項第八号若しくは第八条第二項の規定(これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む)、第十条第一項第一号若しくは第三項の規定、第十三条第一項の規定(第三十一条又は第三十四条第一項において準用する場合を含む)、第二十七條第一項若しくは第五項第七号若しくは第二十八條第二項の規定(これらの規定を第三十条第二項において準用する場合を含む)、第三十条第一項第一号若しくは第三項の規定、第三十三條第一項若しくは第四項第八号の規定(これらの規定を第五十条第三十四条の二の規定に規定する国土交通省令の制定又は改廃

二 基本方針の策定又は変更

三 第六條第一項、第十條第一項、第二十六條又は第三十條第一項の規定による認可  
四 第五十條第三項において準用する第三十條第五項の規定による通知

2 環境大臣は、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、第十條第三項、第十三條第一項(第三十一条において準用する場合を含む)、若しくは第三十條第三項の規定による届出又は国の設置する専用水道に係る第三十條第四項において準用する第十三條第一項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その内容を環境大臣に通知するものとする。

4 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、この法律に基づく環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

5 環境大臣は、水道により供給される水の品質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 第一項第一号又は第二号に掲げる行為  
二 水道事業若しくは水道用水供給事業又は国の設置する専用水道に係る第三十六條第一項の規定による指示、同条第二項の規定による報告、第三十七條の規定による命令又は第三十九條第一項若しくは第二項の規定による報告の徴収若しくは立入検査  
三 国の設置する簡易専用水道に係る第三十六條第三項の規定による指示、第三十七條の規定による命令又は第三十九條第三項の規定による報告の徴収若しくは立入検査

(国土交通大臣と環境大臣の連携)

第四十五条の五 国土交通大臣及び環境大臣は、水道に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第四十六條第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四十七條を次のように改める。

(権限の委任)

第四十七條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第四十八條の三中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第五十條第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「届け出て」を「届け出て」に改め、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十條の二第二項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十四條第一号及び第六号中「附せられた」を「付された」に改める。

第四條 水道原水水质保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改め、同条に次の二項を加える。

4 環境大臣は、第一項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の環境省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

る。

第十八條第一号中「厚生労働大臣」を削り、同条第二号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣、環境大臣」に改める。

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正)

第五條 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中「以下第四條」を「次條」に、「除き」を「除き、以下」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 水道  
(社会資本整備重点計画法の一部改正)

第六條 社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三條第八項に規定する水道施設の新設、増設又は改造に関する事業

第四條第六項中「第二條第二項第九号から第十一号まで」を「第二條第二項第十号から第十二号まで」に改める。

(農薬取締法の一部改正)

第七條 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四十條第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八條 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項及び第二十一條の三第四項中「ときは」の下に、「内閣総理大臣」を加える。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第九条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに内閣総理大臣及び」に改める。  
(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第十条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。  
第八十三条第一項中、「第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十三条の四第三項(第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。)」を「並びに第八十一条の四」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。  
第八十三条の四第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。  
(水資源開発促進法等の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣」を削る。  
一 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)第三条第一項及び第二項並びに第四条第一項及び第六項  
二 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第三十七号第二項第四号  
三 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第四十号)第三条第四項及び第十三条第二項

令和五年五月十九日 参議院会議録第二十四号

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十一号の二を第三十一号とし、同項第三十九号中「供する」を「供し、又は営業上使用する」に改める。  
第六条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第八条第一項第四号中「及び難病の患者に対する医療等に関する法律を」、「難病の患者に対する医療等に関する法律に」、「の規定」を「及び食品衛生法の規定」に改める。  
第十一条の見出しを「(薬事審議会)」に改め、同条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律を」及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に改め、「及び食品衛生法」を削り、同条第二項中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。  
第十八条第一項中、「第三十号、第三十一号」を「から第三十号まで」に改める。  
(国土交通省設置法の一部改正)

第十三条 国土交通省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第五十二号の次に次の一号を加える。  
五十二の二 水道に関することその他の人の飲用に供する水の利用に関すること。  
第三十一条第一項第二号及び第三十三号第一項第二号中「第五十三号」を「第五十二号の二」に改める。  
(環境省設置法の一部改正)

第十四条 環境省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。  
生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案

第四条第一項第二十二号中「及び」を「及び」に、「ヨ」を「ヲ」にあつては当該保全及び措置に関する規制(水を供給する者に対するものを除く。)の実施、タ」に改め、同号中「ヨ」を「タ」に改め、同号中タをレとし、ヨをタとし、ヲから力までをワからヨまでとし、ルの次に次のように加える。  
ヲ 水道水その他の人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置

第十五条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。  
第四条第一項第四号の次に次の一号を加える。  
四の二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八号第一項に規定するおもちゃ(第十六号において「食品等」という。)及び同条第二項に規定する洗浄剤の衛生に関する規格又は基準の策定に関すること。

第四条第一項第十五号中「昭和二十二年法律第二百三十三号」を削り、同項第十六号中「同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八号第一項に規定するおもちゃ(第十六号において「食品等」という。)及び同条第二項に規定する洗浄剤の衛生に関する規格又は基準の策定に関すること」を「前項に定めるもののほか、別に」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。  
消費者庁に、食品衛生基準審議会を置く。  
第二章第三節中第五条の四を第五条の五とし、

し、第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。  
(食品衛生基準審議会)  
第五条の三 食品衛生基準審議会は、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。  
2 食品衛生基準審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。  
3 前二項に定めるもののほか、食品衛生基準審議会の組織及び委員その他の職員その他食品衛生基準審議会に關し必要な事項については、政令で定める。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。  
(処分等に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法」という。)の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(毒物及び劇物取締法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第二十三条(見出しを含む)。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

二 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第九条第四項、第十一条第四項、第十三条第四項、第十四条第二項、第二十六条第五項、第二十七條第四項及び第三十条(見出しを含む)。

三 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)第四条第三項

四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十七条第二項

五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第九十二条第一項

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第八条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第九十四条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第四条第三項中「水道法」の下に「昭和三十三年法律第百七十七号」を加える。

(食品安全基本法の一部改正)

第九条 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第七号中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

発行所 千一〇五―八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番五号  
独立行政法人国立印刷局  
電話 03 (3587) 4294  
定価 本号一部  
送料 一〇〇円  
別